

経営事項審査に関するQ & A（福島県知事許可業者用）

【申請について】

Q 1 経営事項審査を受ける必要がありますか？

A 1 国や県・市町村などが発注する公共工事を元請として直接請け負う場合には、その業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

Q 2 経営事項審査の結果はいつごろ届きますか？

A 2 申請書提出後、結果通知までに1ヶ月程度かかります。ただし、申請書等に不備がある場合や特殊な事例の場合はこの限りではありません。

Q 3 審査基準日はいつになりますか？

A 3 基本的に審査を申請する日の直前の営業年度の終了の日（決算日）となります。ただし、決算日の変更や個人事業主の法人成り時、会社の合併や譲渡、分割等を行ったときなど、特殊な事情がある場合には、通常の決算日以外の日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。

Q 4 公共団体へ結果通知を提出する期限に、今年度の決算がまとまらないため、昨年度の決算日（申請日より1年以上前の日）で受審したいのですが？

A 4 経営事項の結果通知の有効期限は審査基準日から1年7月とされていますが、有効期限内であっても申請日において、1年以上前の決算日を審査基準日とするものでは、受審できません。

※平成20年1月30日付け国土交通省告示第85号第一の一の2において、審査基準日とは、経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日と定められています。

Q 5 建設業許可を新たに取得した場合、いつから経営事項審査を受けることができますか？

A 5 建設業許可を取得した日から、審査を受けることができます。

Q 6 「項目番号 15 許可を受けている建設業」に記載する許可状況は、審査基準日時点になりますか？

A 6 申請日時点で有効な許可の状況を記載してください。審査基準日において許可を有していても、申請日までに廃業した場合などは、その業種について受審することはできません。（A 5、A 8 もごらんください。）

また、申請日までに業種追加等で新たに許可を取得した場合、その業種について経営事項審査を受審することができます。

Q 7 新規設立で決算未到来の場合、経営事項審査を受けることはできますか？

A 7 経営事項審査申請をする日に許可を有していれば、審査を受けることができます。

※審査基準日は法人の場合は設立日、個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）となります。

Q 8 建設業許可の更新切れや廃業した業種について、経営事項審査を受けることはできますか？

A 8 経営事項審査は、許可の更新切れや廃業により許可を失った業種については受けられることができません。

また、許可の更新切れにより失効した場合には、その時点で有していた経営事項審査も無効になります。この場合、建設業許可を新規で取り直したうえで、再度受審し、新しい結果通知書を得る必要があります。

Q 9 完成工事高がない業種は経営事項審査を受けることはできますか？

A 9 完成工事高がない業種についても経営事項審査を受けることはできます。（申請をする日に許可を有している業種のみ。）

Q 10 消費税が未納ですが、経営事項審査を受けることはできますか？

A 10 消費税を完納しているかどうかは、経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。

ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

【申請書の記載方法】

Q11 項番18「利益額」の書き方が分かりません。

A11 経営状況分析結果通知書の最下欄の参考値に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、4つの数字を足したもの÷2で除したものが利益額となります。
(千円未満の端数は切り捨てになります。)

なお、決算期変更等については、当期の数字は経営状況分析結果通知書と一致しますが、前期は完成工事高と同様に按分する必要がありますのでご注意ください。

また、事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の申請等で、前審査事業年度にかかる営業利益及び原価償却実施額が存在しない場合、当該金額は「0」として計算をします。

【完成工事高】

Q12 完成工事高に計上できない売上はありますか？

A12 建設工事でない売上は、完成工事高に含めることはできません。

例) 建設工事ではないもの

建設資材の販売、除雪、樹木の剪定、施肥、浄化槽清掃、ボイラーコンロ洗浄、公園管理業務、法面草刈り、側溝泥上げ、部品の交換、保守・点検業務等

Q13 完成工事高は税込み・税抜きどちらですか？

A13 免税業者は税込み、課税業者は税抜きです。

Q14 1件の請負工事として契約した工事を該当する複数の専門業種に分けて完成工事高に計上できますか？

A14 できません。1つの請負契約に対して、1業種となりますので、業種別でもっとも比重の大きい業種に計上してください。

Q15 項番33「その他の工事」には何を記入するのですか？

A15 許可がない業種及び許可はあるが申請しない業種の完成工事高を記入します。
ただし、あくまで記入できるのは建設工事であり、建設工事ではない兼業売上は記入できません。(Q12参照)

Q16 決算期を変更した場合、完成工事高はどのように記載すればよいですか？

A16 「経営事項審査の手引」P50～を参照してください。また、項番18利益額についても完成工事高の計算方法と同様に按分して算出してください。(Q11参照)

Q17 「土木一式工事」「建築一式工事」にはどのような工事が該当しますか？

A17 「土木一式工事」「建築一式工事」は、他の26業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって、個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。

また、総合的な企画、指導、調整は原則として元請業者が行うものです。

なお、主たる工事として施工する専門工事において、附帯的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装作業等）が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので「一式工事」とは認められません。

Q18 内訳業種が必要な業種は何ですか？

A18 内訳業種が必要な業種は下記のとおりです。

申請する業種	申請業種に対し必要な内訳業種
010 土木工事業	011 プレストレストコンクリート構造物工事
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理工事
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部工事

Q19 「・・・業務委託」等の件名の工事がありますが、これらは完成工事高に計上できますか？

A19 建設業法において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除雪、樹木の剪定、施肥、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、公園管理業務、法面草刈り、側溝泥上げ、部品の交換、保守点検などは、「建設工事の完成を請け負う営業」ではないため、原則、完成工事高に計上することはできません。

ただし、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。

「件名」ではなく契約の内容で建設工事に該当するか判断します。

※除染業務委託契約に係る経営事項審査の取扱いについては、以下を参照してください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/128047.pdf>

Q20 J Vに係る完成工事高の計上について教えてください。

A20 共同企業体（JV）の完成工事高は、出資比率によることとされていますので、出資比率に従って完成工事高を計上してください。

なお、JVの構成員が、当該工事において、そのJVの他の構成員と下請契約を結ぶことは、JVとして工事を受注した趣旨に反することから、経営事項審査の完成工事高として認められません。

※事業協同組合、共同企業体（JV）の受注体制については、国土交通省のHPを参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000067.html

Q21 父親等から個人事業を承継しましたが、完工工事高及び営業年数に過去の実績を含めることはできますか？

A21 当期の事業年度開始日からさかのぼって2年以内（または3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完工工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

Q22 個人事業主から法人成りましたが、完工工事高及び営業年数に過去の事業主としての実績を含めることができますか？

A22 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（許可のある個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完工工事高と営業年数を反映することができます。

- ①被承継人が建設業を廃業すること
- ②被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

Q23 完成工事高の積み上げとは何ですか？

A23 完成工事高の積み上げとは、一つの建設業の完成工事高をその内容又は性質に応じて、他の建設業の完成工事高に含めて申請することです。経営事項審査において積み上げを行う場合は、工事種類別完成工事高付表（様式第1号）を作成し、提出してください。（積み上げを行わない場合は提出不要です。）詳細については、下記のとおりです。

記

1 一式工事への専門工事の算入

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

積み上げ先（振替先）の一式工事		積み上げ元（振替元）の専門工事
土木一式工事	←	土木工作物の建設に関連する工事 (とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設 解体など)
建築一式工事	←	建築物の建設に関連する工事 (大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 など)

※矢印の方向で積み上げすることができます。（工事内容によっては、積み上げできない場合もあります。）

2 専門工事への専門工事の算入

審査対象建設業が一式工事以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

※専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

■申請に係る注意事項■

- ・申請時に積み上げ元（振替元）、積み上げ先（振替先）の建設業許可が必要です。
- ・積み上げを行った業種（振替元）については、経営事項審査を申請することができます。
- ・発注者の中には積み上げ先（振替先）の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあります、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に積み上げを認めているか確認してください。
- ・審査対象年度に算入した場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様の算入した数値を算出計上してください。
- ・積み上げを行った業種（振替元）の裏付け資料（契約書等）を提示してください。
- ・積み上げ申請し、結果通知後、積み上げを行った業種（振替元）での総合評定値が必要となっても再申請をすることはできません。

【技術職員】

Q24 出向社員は技術職員として計上することができますか？

A24 出向社員は、出向協定書（出向証明書）、出向先の出勤簿等により出向先での6か月超前からの雇用、常勤性が確認できる場合には出向先の職員に含めることができます。なお、当然、出向元の経営事項審査の技術者としては申請できません。

Q25 パートやアルバイト、有期契約の技術職員は技術職員として計上できますか？

A25 計上できません。対象となる技術職員は、審査基準日時点で、6ヶ月を超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です。（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けていいる者は、雇用期間が限定されていても評価対象となります。）

Q26 雇用期間を限定せずに働いていた技術職員が、審査基準日後に退職してしまった（6ヶ月超前からの雇用あり）場合、技術職員として計上できますか？

A26 計上できます。当初から、雇用期間を限定せず採用し常勤職員であった者が経営事項審査時までに退職している場合でも、結果として審査基準日時点で6ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば計上することができます。

Q27 技術職員名簿の項目 6 2 講習受講欄の記入の仕方を教えてください。

A27 申請する業種について、以下の①から③の用件を全て満たす場合は、「1」をそれ以外の場合は「2」を記入してください。

- ①法第 15 条第 2 号イに該当する者であること（1 級国家資格者相当）
 - ②監理技術者資格者証の交付を受けていること
 - ③法第 26 条の 4 から 6 の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前 5 年以内に受講していること（監理技術者講習）
- ※ 1 級国家資格者以外が、監理技術者講習を受けても要件を満たしませんので、その場合は、「2」を記入してください。

Q28 技術職員名簿には、1人の技術者につき2業種しか記載できないが、記載していない業種の配置技術者にはなれないのですか？

A28 技術者としての要件を満たしていれば、技術職員名簿に記載していない業種であっても配置技術者になることができます。

Q29 技術職員名簿に経営事項審査を受けない業種の技術職員資格を記入しても加点対象になりますか？

A29 経営事項審査を受ける業種のみ加点対象となります。経営事項審査を受けない業種の技術職員資格については記入しないでください。

Q30 技術職員の資格の取得時期が審査基準日以降であるときに、技術職員名簿に当該資格の記載はできますか？

A30 審査基準において技術者が取得している資格のみが加点対象となります。審査基準日以降に取得した資格については、技術職員名簿に記載できません。

【その他の審査項目（社会性等）】

Q31 健康保険及び厚生年金保険に加入していますが未納がある場合、項番42・43はどのように記入すればよいですか？

A31 保険料の未納がある場合は、項番42・43に「2」を記入してください。

Q32 就業規則（退職金規程）において「退職一時金」の支払い原資を「建設業退職金共済制度（建退共）による」としていますが、項番45「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」について、「有り」として申請できますか？

A32 できません。

建設業退職金共済制度の導入は、項番44の「建設業退職金共済制度加入の有無」において、加点しており、二重に加点することはできません。

Q33 項番44「建退共」は、どのような場合に加点できますか？

A33 建設業退職金共済事業本部福島県支部より、審査基準日までの1年間に、適切に契約が履行されていると証明を受けた場合に加点します。

このため、共済証紙の購入実績がない、手帳の更新が適正に行われていない等の理由により支部から証明を受けられなかった場合は加点となりません。

※契約証だけでは加点となりません。

Q34 項番47「営業年数」には、許可が切れていた期間も算入できますか？

A34 営業年数には、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの営業年数を記入してください。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間も含まれません。

なお、1年未満の端数は切り捨てます。

Q35 再生（更生）期間中の場合、項番47「営業年数」はどのように記入すればよいですか？

A35 営業年数をゼロ年から再スタートするのは、再生期間終了後になります。再生期間中の営業年数は従来通りの計算方法になります。

Q36 指名（資格）停止を受けた場合、「法令遵守の状況」はどのように記入すればよいですか？

A36 指名停止の場合は対象外のため、「2」を記入してください。建設業法に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた場合のみ「1」を記入してください。

Q37 項番52「監査の受審状況」で〔3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出〕とあるが、決算の書類作成を依頼している外部の会計事務所の会計士や税理士事務所の税理士等に依頼して作成してもらっても加点されますか？

A37 経理処理の適正を確認した旨の書類は、会社の従業員（常勤）で公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者もしくは1級登録経理士試験の合格した者が署名をしたものでなければなりません。

したがって、外部の会計士や税理士に依頼して作成しても加点の対象にはなりません。

Q38 建設業経理士について、6ヶ月超える恒常的雇用関係は必要ですか？

A38 必要ありません。建設業経理士（公認会計士等も同様）については、6ヶ月を超える恒常的雇用関係は必要ありません。ただし、審査基準日時点では在籍していること及び常勤職員であることが要件になります。

Q39 「建設機械の保有状況」について、対象となる建設機械はどのようなものですか？

A39 審査基準日において自ら保有又はリース契約（リース期間が審査基準日以降1年7ヶ月以上であるものに限ります。）している「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「ダンプ車」、「移動式クレーン」、「高所作業車」、「締固め用機械」及び「解体用機械」です。

それぞれの要件の詳細は、「経営事項審査の手引」P33～35にて御確認ください。

Q40 「建設機械の保有状況」について、対象となる機械の売買契約書を紛失した場合、どのようにすればよいですか？

A40 販売店からの販売証明書又は償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書の写し等で確認します。詳しくは、管轄の建設事務所に確認してください。

Q41 「建設機械の保有状況」について、対象となる移動式クレーンは、つり上げ荷重が3t以上あればどんな形状の移動式クレーンも評価対象になりますか？

A41 労働安全衛生法・クレーン等安全規則に規定される製造時等検査、性能検査による移動式クレーン検査証の写しが提出される場合に評価対象になります。

Q42 建設機械の保有状況を確認するための特殊自主検査記録表は、いつのものが必要ですか？

A42 特定自主検査は1年に1回、資格を有する検査者により行わなければならない検査です。加点対象となるには、審査基準日直前1年以内に検査を受けたものについて提示してください。

Q43 特定自主検査表で不良箇所があった場合は、加点対象とならないのでしょうか？

A43 補修措置がわかる書類で正常稼働が確認できれば加点の対象となります。

Q44 購入時期が審査基準日直前のため、特定自主検査を審査基準日と経営事審査の間に実施しました。この場合は加点の対象外となりますか？

A44 特定自主検査を審査基準日以降に実施した場合でも、審査基準日時点における機械の稼働が確認できれば評価対象とします。ただし、審査基準日前1年以上の保有実績があるにもかかわらず、審査基準日時点で有効な特定自主検査が行われていない場合には、加点の対象外となります。

Q45 ISO登録証明書について、全ての営業所が認証範囲として含まれていなければなりませんか？

A45 建設業許可を受けている営業所が全て含まれている必要があります。一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。また、認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点対象なりません。

Q46 若年者とはどのような人が対象ですか？

A46 審査基準日に満35歳未満の方が対象になります。なお、満年齢が上るのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の方が若年者になります。

Q47 新規若年技術職員とはどのような人が対象ですか？

A47 審査対象年内（当期事業年度開始の日の直前1年以内）に技術職員（=技術職員名簿に掲載可能）となった方で、具体的には下記の方が対象です。

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
- ・審査対象年により前から資格を有しており、審査対象年内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

Q48 様式4号「CPD単位を取得した技術者名簿」にはどのような人物を記載しますか？

A48 経営事項審査を受審していない業種にかかる技術者や1級又は2級技士補を記載します。

詳細は、「経営事項審査の手引」P87を御確認ください。

Q49 様式5号「技能者名簿」にはどのような人物を記載しますか？

A49 審査基準日以前3年間に建設工事（施工体制台帳等の整備の対象となるもの）において作業員名簿の記載対象となっていた者（建設工事の施工管理のみに従事した者は除く）を記載します。

詳細は、「経営事項審査の手引」P12、88を御確認ください。

【その他】

Q50 会社の合併、分割、譲渡等をした場合の注意事項はありますか。

A50 完成工事高等について、通常とは異なった記載になりますので、管轄の建設事務所に事前に相談してください。

Q51 経営事項審査を受審後に許可業種を追加取得した場合、再度、同じ審査基準日で、経営事項審査を受けることはできますか？

A51 新たな審査基準日が到来していない場合に限り、既に受審済の経営事項審査結果に影響のない範囲で、再申請することができます。(当初申請の各業種の変更をすることはできません。)

また、「受審済の業種+追加業種」の審査手数料が必要となります。(新たに申請を受けたい追加業種だけではないので、ご注意ください。)

Q52 結果通知書を紛失しました。再交付してもらえますか？

A52 結果通知書そのものの再交付はしていませんが、各建設事務所で保管している結果知書（写）をコピーする形で再交付を行っています。

Q53 経営事項審査の結果を閲覧することは可能ですか？

A53 経営事項審査の結果は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおいて、公開されています。

<http://www.ciic.or.jp/ciic/>